

常滑市新学校給食共同調理場
維持管理・運営事業

実施要項

令和4年5月

常 滑 市

目 次

第 1 実施要項の定義	1
第 2 事業概要	1
1 事業名称	1
2 公共施設の管理者	1
3 本事業の目的	1
4 本事業の基本方針	2
5 事業の内容	3
第 3 参加者に関する条件	6
1 参加者の構成	6
2 参加者の備えるべき参加資格要件	7
第 4 事業者の募集及び選定に関する事項	10
1 募集及び選定の方法	10
2 募集及び選定スケジュール（予定）	10
第 5 応募に関する事項	11
1 募集及び選定等の手続き	11
2 参加にあたっての留意事項	13
3 提案価格	15
第 6 優先交渉権者の決定	16
1 優先交渉権者の決定	16
2 審査結果の通知	16
3 審査結果公表	16
第 7 提案に関する条件	17
1 敷地に関する各種法規制等	17
2 事業者が行う業務	17
3 公募時算定用年間給食提供食数	17
4 第三者への委託	17
5 事業者の収入	17
6 事業の実施状況のモニタリング	17
7 モニタリング結果に対する措置	18
8 保険	18
9 市と事業者の責任分担	18

第 8	契約に関する事項	19
1	契約手続き	19
2	事業契約の概要	19
3	契約金額	19
4	契約の保証	19
第 9	提出書類	20
1	実施要項等に関する質問等に関する書類	20
2	参加資格審査書類	20
3	辞退に関する書類	20
4	総合審査書類	20
第 10	その他	21
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
3	疑義対応・紛争処理	22
4	情報公開及び情報提供	22
5	問合せ先	22

用語の定義

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
参加者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業と協力企業から成る。
優先交渉権者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査委員会の審査結果を踏まえ、市が事業の委託先として最もふさわしいと判断した企業グループを指す。
事業者	事業を遂行する者を指す。

第 1 実施要項の定義

常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業実施要項（以下「実施要項」という。）は、常滑市（以下「市」という。）が維持管理・運営一括発注方式（0 方式（Operation：維持管理・運営））で発注する「常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業」（以下「本事業」という。）に係る、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）についての要項である。

また、実施要項に添付されている以下の資料は、実施要項と一体をなすものとする。（以下「実施要項等」という。）

- ・常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 仕様書（以下「仕様書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 審査基準書（以下「審査基準書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 基本協定書（以下「基本協定書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 業務委託契約書（以下「事業契約書」という。）
- ・常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業 様式集（以下「様式集」という。）

第 2 事業概要

1 事業名称

常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業

2 公共施設の管理者

常滑市長 伊藤 辰矢

3 本事業の目的

市の学校給食は、昭和 39 年度に開設された南学校給食共同調理場（昭和 51 年度増築）及び昭和 44 年度に開設された北学校給食共同調理場の 2 つの調理場で給食を調理し、市内の小中学校及び幼・保・こども園に提供している。

現在、食の安全・安心に対する社会的な要請は、食中毒問題や衛生管理上の問題に加え、近年の食物アレルギー反応による重大事故の発生を契機として、一段と高まっている。また、食育基本法の制定（平成 17 年）や学校給食法の改正（平成 21 年）により、児童生徒の食生活と密接に関わる学校給食への食育や地産地消を推進することに対する期待はとて大きくくなっている状況である。

このように学校給食が果たすべき役割は、日に日に重要度を増している。その一方で、それを支える市の学校給食共同調理場は老朽化が進み、早急に抜本的な対策を講じる必要性が高まっている。

市及び市教育委員会では、令和2年5月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本構想」を策定し、学校給食共同調理場運営審議会*等での検討結果を踏まえ、新たな学校給食共同調理場整備に係る方針や方向性、必要な機能、設備等について、令和3年3月に「常滑市学校給食共同調理場整備基本計画」として策定した。令和4年3月に「常滑市新学校給食共同調理場整備事業」の優先交渉権者を特定し、常滑市新学校給食共同調理場（以下「本施設」という。）の令和6年9月供用開始を予定している。

本事業は、本施設の維持管理・運営等を行い、将来にわたって安全かつおいしい給食の提供の実現を目的とするものである。

※ 常滑市学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則第7条に基づき、設置した組織。

4 本事業の基本方針

基本方針1 安全で安心な学校給食を提供できる施設

- ・「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に準拠した衛生管理の徹底を図る。
- ・災害時にも耐えうる施設とし、災害に備えた措置を講じるとともに、大規模災害時には炊き出し等ができる施設とする。
- ・食物アレルギーに対応できる専用調理室を整備し、安全で安心な学校給食を提供する。

基本方針2 食育や地域に貢献できる施設

- ・学校給食共同調理場と各学校・地域・家庭との連携強化を図り、食に関する啓発活動や情報発信を進めるとともに、地域食文化の継承や地産地消など、地域に貢献できる施設とする。

基本方針3 省エネ・環境へ配慮した施設

- ・省エネ機器の導入等を検討し、環境に配慮した施設づくりを進める。
- ・周辺環境への影響が可能な限り小さくなる施設配置とする。

基本方針4 効率的・安定的に給食を運営できる施設

- ・調理時間の短縮が可能な設備・機器の導入など、維持管理・運営費の削減を図る。
- ・学校給食の目標を達成することを基本としつつ、より効率的・効果的な運営を図るため、民間事業者への委託導入を進める。

5 事業の内容

(1) 施設概要

- ・事業用地：愛知県常滑市苅屋字加茂 151
- ・敷地面積：約 10,700 m²
- ・供給能力：8,000 食／日（中学校：2,000 食、小学校：4,250 食、幼保（こども園を含む）：1,750 食（幼児食：1,650 食、離乳食：100 食程度）を想定）

※食物アレルギー対応食は小中 60 食程度、幼保 80 食程度とする。

(2) 事業方式

本事業は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した維持管理・運営一括発注方式（O方式：Operation 維持管理・運営）により実施するものである。

本施設の維持管理・運営等に係る業務は、民間事業者が本施設の維持管理・運営業務のために設立するコンソーシアム（以下「維持管理・運営コンソーシアム」という。）もしくは単独で行う。

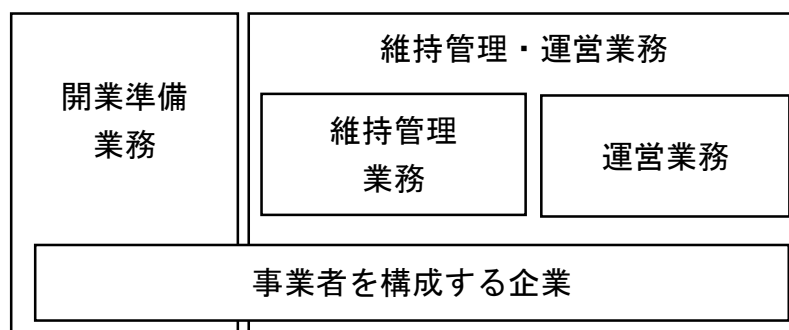
(3) 事業の構成

本事業は、本施設の供用開始に向けた準備（以下「開業準備業務」という。）、本施設の維持管理・運営（以下「維持管理・運営業務」という。）で構成される。

維持管理・運営業務は、本施設の建物維持や設備維持などを行う維持管理業務と給食調理や配送などを行う運営業務から構成される。

ただし、厨房機器定期点検業務は、常滑市新学校給食共同調理場整備事業の選定事業者の厨房機器事業者が行うものとするため、本事業の提案審査項目からは除くものとする。

【事業の構成】



(4) 契約形態

市は、本事業に係る基本協定及び事業契約を優先交渉権者と締結する。

【契約形態】

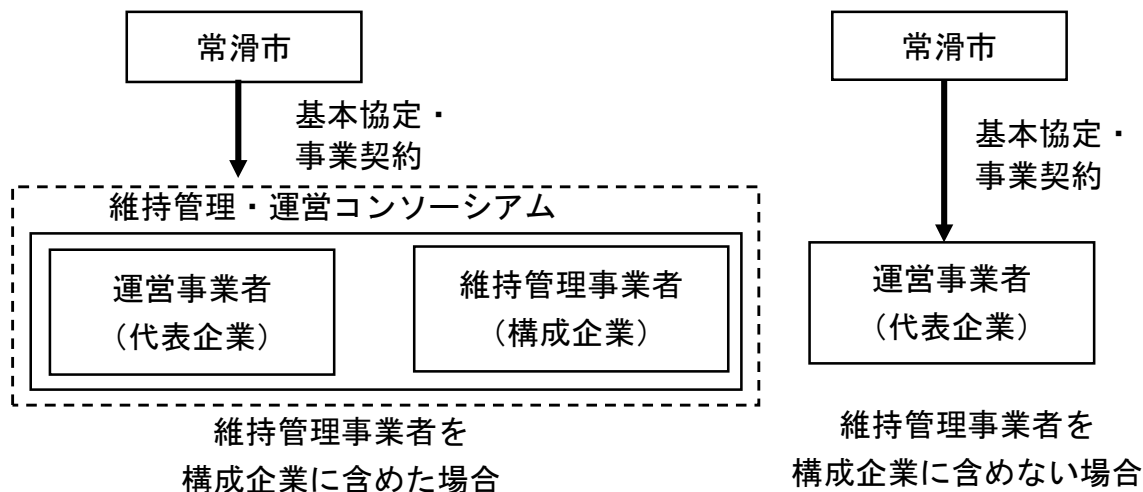


図 優先交渉権者（事業契約締結後は事業者）

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和11年8月31日までとし、双方合意のもとさらに5年間（令和11年9月1日から令和16年8月31日まで）の更新ができるものとする。なお、市が更新を拒否できるのは、仕様書に示された水準を満たしていないと判断した場合や提案された対応がなされていないと判断した場合、市が書面による改善指示を交付しても改善がみられない場合に限るものとする。

(6) 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。なお、具体的な業務の内容は仕様書において示す。

- ① 開業準備業務
- ② 維持管理業務
 - ア) 建物維持管理業務
 - イ) 建築設備維持管理業務
 - ウ) 厨房機器日常点検業務
 - エ) 外構等維持管理業務
 - オ) 清掃業務
 - カ) 警備業務
- ③ 運營業務
 - ア) 日常の検収及び食材保管業務
 - イ) 給食調理業務

- ウ) 洗浄等業務
- エ) 配送及び回収業務
- オ) 残食及び残菜（調理屑・給食食べ残し）処理業務
- カ) 運営備品等更新業務
- キ) 配送車両調達・維持管理業務
- ク) 食育支援業務
- ケ) 食数管理及び食材発注業務

(7) 事業者の収入

市は、事業者には本事業に係る対価を支払う。具体的な支払方法、支払時期については、事業契約書に定める。

(8) 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法令、条例・規則、要綱・基準等）を遵守すること。

(9) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内 容	時 期
基本協定の締結	令和4年8月下旬
事業契約の締結	令和6年4月予定
事業期間	事業契約締結日～令和16年8月31日
開業準備期間	令和6年7月中旬～令和6年8月31日
供用開始日	令和6年9月1日
維持管理・運営期間 (初回)	令和6年9月1日～令和11年8月31日
維持管理・運営期間 (更新した場合)	令和11年9月1日～令和16年8月31日

(10) 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後に、事業者は、本施設を仕様書に示す良好な状態で市へ引き継ぐこと。

第3 参加者に関する条件

1 参加者の構成

(1) 参加者の構成と定義

参加者は、本施設の維持管理及び運営の各業務にあたる者により構成されることを基本とし、一企業とすることも複数の企業で構成されるグループ（構成企業+協力企業）とすることも可能とする。参加者の構成スキームは、別紙1を参照すること。

項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結しない法人

(2) 構成企業及び協力企業の明示

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、構成企業及び協力企業を明示するものとする。

また、構成企業の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる代表企業についても明らかにしなければならない。なお、複数の企業で構成する場合は、運營業務を行うものが、代表企業にあたるものとする。

(3) 複数応募の禁止

構成企業又は協力企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の参加者の構成企業並びに協力企業になることはできない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

ただし、市が優先交渉権者との事業契約を締結後、選定されなかった構成企業又は協力企業が、事業者の業務等の一部を受託することは可能とする。

(4) 参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者のうち、代表企業の変更は認めない。代表企業以外の構成企業並びに協力企業の変更及び追加は、第3/2/(3)の場合等、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、以下の（１）及び（２）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていない、当該要件を満たしていない参加者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、常滑市新学校給食共同調理場維持管理・運営事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた参加者は、事業への一切の参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ③ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者または民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者は、当該申し立てがなされなかった者とみなす。
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続きの開始の申し立て中または破産手続き中でないこととする。
- ⑥ 常滑市暴力団排除条例（平成23年条例第37号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ⑦ 常滑市指名停止取扱要綱による指名停止を受けている者でないこと。
- ⑧ 愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ⑨ 令和4・5年度の常滑市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- ⑩ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 玉野総合コンサルタント株式会社
 - ・ 西脇法律事務所
- ⑪ 審査委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。

（２）個別の参加資格要件

参加者の構成企業のうち各業務にあたる者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

① 維持管理業務にあたる者

ア) 平成29年4月以降に建築物の延床面積が3,000㎡以上の地方自治体や国及びそれに類似する機関等の官公庁施設（以下「官公庁施設等」という。）における維持管理業務についての受託実績があること。

② 運營業務にあたる者

ア) 8,000食／日以上を提供能力を持つドライシステム運用の学校給食施設※1又は特定給食施設※2の運營業務についての受託実績があること。

イ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

ウ) 平成29年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。

エ) 平成29年4月以降に学校給食施設※¹又は特定給食施設※²において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

※1 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。

※2 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。

(3) 参加資格要件の喪失

① 参加者

参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加者の構成企業並びに協力企業に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ア) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ) 他の参加者の構成企業又は協力企業と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ) 他の参加者の構成企業又は協力企業に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

② 代表企業

代表企業が、参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間に、参加資

格を喪失した場合は、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

③ 代表企業以外の構成企業、協力企業

参加者の代表企業以外の構成企業並びに協力企業が参加資格要件を満たさなくなるときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ア) 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

(ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合

(イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業変更承諾願を市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに市が変更を認めた場合

イ) 提案審査書類の受付締切日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失

(ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業及び協力企業のみで実施要項に定める参加資格要件を満たしており、構成企業・協力企業変更承諾願を市に提出し、優先交渉権者決定日までに市が変更を認めた場合

(イ) 参加資格を喪失した構成企業又は協力企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業又は協力企業を加えた上で、構成企業・協力企業変更承諾願を市に提出し、優先交渉権者決定日までに市が変更を認めた場合

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業では、民間事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、民間事業者の選定は、維持管理・運営の取り組み方や事業計画の妥当性等に価格評価を加え、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

2 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

時期	内容
令和4年5月11日（水）	実施要項等の公表
令和4年5月23日（月）	実施要項等に関する質問受付締切
令和4年6月3日（金）	実施要項等に関する質問に対する回答
令和4年6月10日（金）	参加資格審査書類の受付締切
令和4年6月15日（水）	参加資格審査結果の通知
令和4年7月4日（月）	総合審査書類の受付締切
令和4年8月上旬	提案内容に関するプレゼンテーション・ヒアリング
令和4年8月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和4年8月下旬	基本協定締結
令和6年4月予定	事業契約締結

第5 応募に関する事項

1 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

(1) 実施要項等に関する質問の受付

実施要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和4年5月11日（水）から5月23日（月）午後5時まで
- ② 提出方法：実施要項等に関して質問を（様式集：様式1-1）に記入の上、電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名は「0 質問書」とすること。なお、受付期間外の質問については回答しない。
- ③ その他：申込先アドレスは、第10/5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(2) 実施要項等に関する質問の回答

実施要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年6月3日（金）までに、市のホームページに掲載し、公表する。

なお、市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問合せを行うことがある。

(3) 常滑市新学校給食共同調理場整備事業図面集の提供

本事業に関する補足資料として、「常滑市新学校給食共同調理場整備事業図面集」をDVD-R等で提供する。

- ① 受付期間：令和4年5月11日（水）から5月23日（月）午後5時まで
- ② 提供方法：提供を希望する場合は、秘密保持に関する誓約書（様式集：様式1-2）に記名捺印し、PDFファイルを電子メールに添付して提出すること。また、電子メールの件名は「0 図面集の提供希望」とすること。その後、内容を確認した上で、順次、事業者に資料を提供する。なお、受付期間外の提供希望については対応しない。
- ③ 提供資料：以下のとおり。
ア) パース イ) 配置図 ウ) 平面図 エ) 断面図
オ) 事務備品一覧表 カ) 調理機器一覧表 キ) 調理備品一覧表
- ④ その他：申込先アドレスは、第10/5に示す「問合せ先」を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(4) 参加資格審査書類の受付

本事業への参加を希望する者は、参加資格審査書類（様式集：様式2-1～2-9）を提出しなければならない。提出方法は、以下のとおりとする。

- ① 受付期間：令和4年6月10日（金）午後5時まで（必着）

- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ その他：提出先は、第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。

（5）参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和4年6月15日（水）までに代表企業に対して通知する。

（6）参加を辞退する場合

参加資格が認められた参加者が、本事業の募集への参加を辞退する場合は、総合審査書類の受付締切までに辞退届（様式集：様式3）を提出すること。提出先は、第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。

（7）公正なプロポーザルの確保

参加者は「私的独占欲の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正にプロポーザルを実施できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、本プロポーザル参加者を参加させず、又はプロポーザルの実施を延期し、若しくは取りやめることがある。

（8）総合審査書類の受付

参加資格審査の通過者に対し、総合審査書類の提出を求める。参加者は、総合審査書類（様式集：様式4-1～4-3、5-1～5-4-3、6）を以下のとおり提出しなければならない。なお、総合審査書類の受付締切までに提出されなかった場合は、募集に参加できない。

- ① 受付締切：令和4年7月4日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出方法：提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。
- ③ 作成要領：様式集を参照すること。
- ④ 提出部数：正本1部（社名の記載あり）、副本18部（社名の記載なし）を提出すること。これらと合わせて、正本の電子データを1部提出すること。
- ⑤ その他：提出先は、第10／5に示す「問合せ先」を参照すること。

（9）プレゼンテーション・ヒアリング等

市は、参加者に対し、令和4年8月上旬に提案内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 参加にあたっての留意事項

(1) 実施要項等の承諾

参加者は、総合審査書類の提出をもって、実施要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(4) 著作権

総合審査書類の著作権は、参加者に帰属し、市による選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。ただし、審査委員会において、「常滑市新学校給食共同調理場整備事業」の選定事業者への確認が必要と認めるときは、市は、事前に参加者と協議した上で、総合審査書類の一部を使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 第三者への開示

市は参加者から提出された総合審査書類について、常滑市情報公開条例（平成11年常滑市条例第23号）の規定による請求があったときは、当該総合審査書類を作成した者から了承を得た場合に限り、第三者に開示することができるものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(7) 総合審査書類の取扱い

提出された総合審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、プレゼンテーション・ヒアリングの実施ができないときは、これを延期、又は中止する場合がある。

(10) 総合審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の総合審査書類は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後において、当該の優先交渉権者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 総合審査書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の総合審査書類が出されたもの
- ④ 総合審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が総合審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 参加者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑧ その他、常滑市契約規則に違反したもの

(11) 総合審査書類の変更の禁止

一度提出された総合審査書類については、変更を認めない。ただし、提案書の誤字の修正等、市が認めた場合はこの限りではない。

(12) その他

実施要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、市は代表企業に通知する。また、優先交渉権者が決定した後に、実施要項等に定めのない事項で必要な事項が生じた場合は、市と優先交渉権者と協議のうえ、別途定めることができるものとする。

3 提案価格

(1) 提案価格

消費税及び地方消費税を含む金額とし、かつ、「提案上限価格」を超えない金額とすること。

(2) 提案上限価格

本事業の提案上限価格は、金 3,300,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この価格は、令和 16 年 8 月 31 日までの事業期間の価格を示している。

(3) 確認方法

市は、提出された総合審査書類がすべて実施要項等の指定どおりに形式上揃っているかを確認し、その上で記載された提案価格が、提案上限価格の範囲内であることを確認する。

提案価格が提案上限価格を超える場合もしくは、提案上限価格の 10%未満の額の提案価格は、桁違いによる錯誤とみなして失格とする。

第6 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と総合審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、参加者の参加資格について、参加資格要件に基づき行う。
- ③ 総合審査は、価格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ④ 価格審査は、参加資格審査を通過した者からの提案価格について、市が提案上限価格に基づき行う。
- ⑤ 価格審査を通過した参加者からの提案内容について、審査委員会が審査基準書に従い、審査を行い、順位を決定する。

(2) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び審査基準等は、審査基準書に示す。

2 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者の決定後、速やかにすべての代表企業に対して通知する。なお、選定に関する問合せや異議申し立ては、一切受け付けないこととする。

3 審査結果公表

審査結果の結果は、市のホームページにおいて公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、総合審査書類を作成するものとする。なお、参加者の提案が仕様書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

本施設が立地する敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

事業用地	愛知県常滑市苅屋字加茂 151（常滑市南陵市民センター敷地内）
用途地域	市街化調整区域
敷地面積	約 10,700 m ²
交通環境	・ 4 m以上の幅員を有する道路に接道 ・ 国道 247 号に近い
インフラ	・ 上水道、都市ガス（中圧 A）、電気、排水処理槽、浄化槽
その他	・ 津波浸水・液状化区域外 ・ 敷地東側に一部住宅あり ・ 敷地南側に公共施設あり

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第 2 / 5 / (6) 事業の範囲及び仕様書に示すとおりとする。

3 公募時算定用年間給食提供食数

提案価格の算定にあたっては、1日あたりの食数を以下のとおりとする。

表・公募時算定用 1日あたりの食数

運営年度	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
食数(食)	7,662	7,564	7,440	7,328	7,225	7,108	7,013	6,865	6,639	6,551	6,551

4 第三者への委託

業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市に書面で届け出て、承認を得ること。第三者に委託する場合は、事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとする。

5 事業者の収入

市は、事業者の本事業に係る対価を支払う。具体的な支払方法及び支払時期は、事業契約において示す。

6 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する開業準備業務、維持管理及び運営業務の各業務について、モニタリングを行う。

7 モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する維持管理及び運営業務の水準が仕様書に示された水準を満たしていないことが判明した場合や提案された対応がなされていないことが判明した場合、改善勧告や本事業に係る対価の減額等の措置を行う。

8 保険

事業契約書を参照すること。

9 市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業は、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクは、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項は、市がそのすべて又は一部を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙2に示すとおりとする。詳細は、事業契約において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法は、事業契約において定めるものとする。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 基本協定の締結

市と優先交渉権者は、実施要項等及び総合審査書類に基づき基本協定を締結する。

(2) 事業契約の締結

市と基本協定を締結した優先交渉権者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、本事業の実施に関する事業契約を締結する。この締結により、優先交渉権者を事業者とする。

(3) 事業契約の内容変更

市は、優先交渉権者との契約に際し、事業契約書の内容変更は行わないものとする。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために、文言の修正を行うことは可能である。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき業務内容、リスク分担、金額及び支払い方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格の金額とする。

4 契約の保証

事業契約書を参照すること。

第9 提出書類

参加者が市に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細は、様式集を参照すること。

1 実施要項等に関する質問等に関する書類

- (様式 1-1) 実施要項等に関する質問書
- (様式 1-2) 秘密保持に関する誓約書

2 参加資格審査書類

- (様式 2-1) 参加表明書
- (様式 2-2) 構成企業・協力企業表
- (様式 2-3) 委任状
- (様式 2-4) 参加表明書添付書類提出確認書
- (様式 2-5) 維持管理事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2-6) 運営事業者の参加資格要件に関する書類
- (様式 2-7) 運営事業者の参加資格要件に関する報告書
- (様式 2-8) 維持管理事業者の業務実績
- (様式 2-9) 運営事業者の業務実績

3 辞退に関する書類

- (様式 3) 辞退届

4 総合審査書類

(1) 提案書類

- (様式 4-1) 総合審査書類提出書
- (様式 4-2) 見積書
- (様式 4-3) 見積価格計算書

(2) 提案書

- (様式 5-1) 事業計画全体に関する提案
- (様式 5-1-1) 維持管理事業者の業務実績
- (様式 5-1-2) 運営事業者の業務実績
- (様式 5-2) 開業準備に関する提案
- (様式 5-3) 維持管理に関する提案
- (様式 5-3-1) 維持管理責任者の資格・実績
- (様式 5-3-2) 配置予定技術者の資格 (維持管理事業者)
- (様式 5-4) 運営に関する提案
- (様式 5-4-1) 総括責任者の業務実績 (運営事業者)
- (様式 5-4-2) 配置予定責任者の業務実績と予定勤務日数 (運営事業者)
- (様式 5-4-3) 配送・回収計画表

(3) その他

- (様式 6) 運営備品一覧

第10 その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- (1) 本施設及び敷地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的な考え方

事業者において、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア) 事業者の提供するサービスが仕様書に定める水準を満たしていない場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

イ) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

ウ) 上記ア)、イ)のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ) 上記ア)の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア) 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否につ

いて協議を行う。

イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ) 上記イ)の規定により事業契約が解除される場合、市及び事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。具体的な内容は、事業契約書において定める。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書において定める。

3 疑義対応・紛争処理

(1) 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4 情報公開及び情報提供

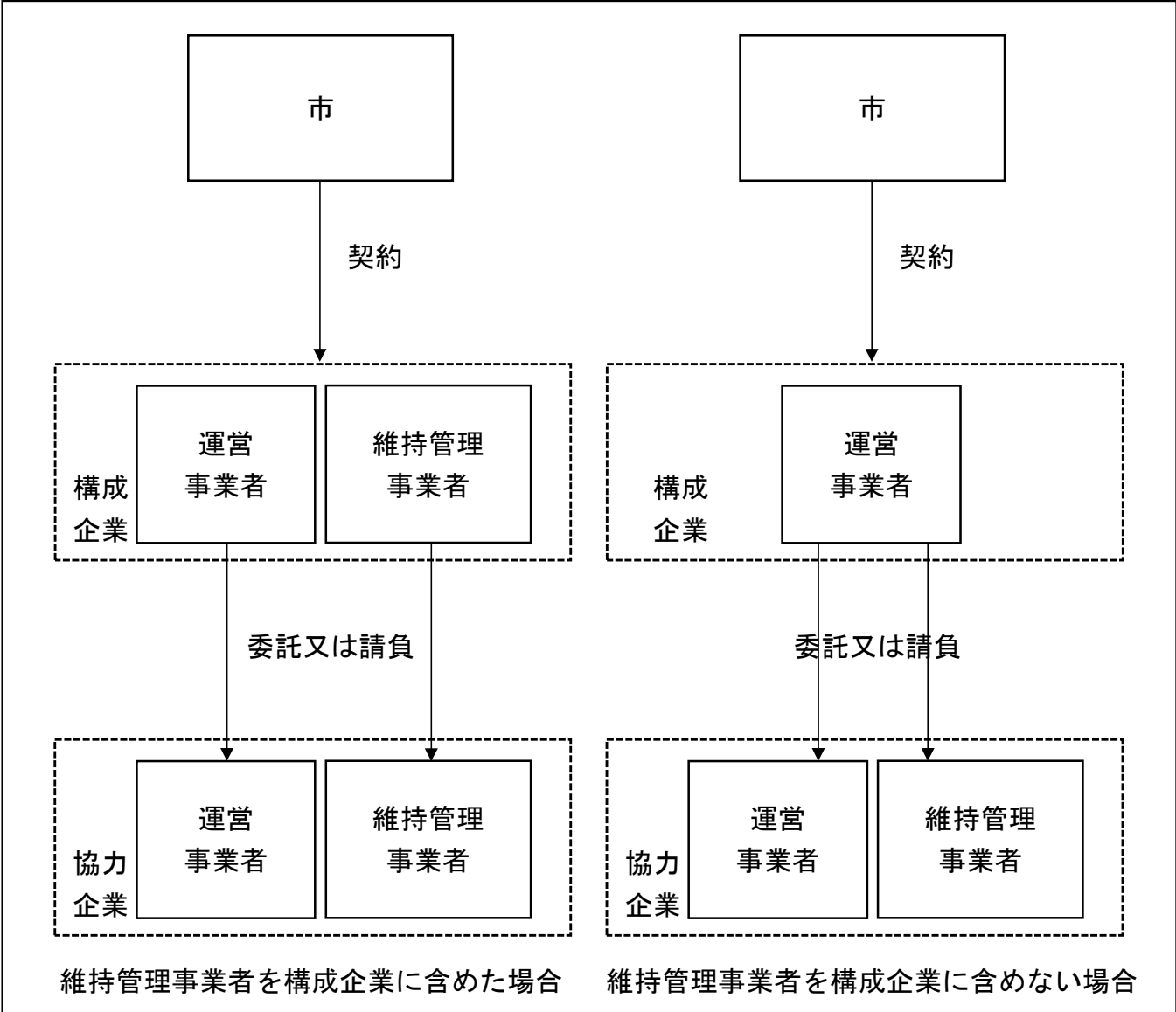
本事業に関する情報は、適宜、市のホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	常滑市教育委員会教育部 学校教育課
住 所	〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
電 話	0569-47-6129
F A X	0569-34-7745
E-mail	kyushokuseibi@city.tokoname.lg.jp
常滑市ホームページアドレス	https://www.city.tokoname.aichi.jp/

別紙 1

参加者の構成スキーム



項目	定義
構成企業	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結する法人
協力企業	参加者を構成する法人で、市と直接契約を締結しない法人

別紙 2

リスク分担表

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
制度 関連 リスク	法令 リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
	税制度 リスク	3	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
		4	その他の税制変更に関するもの（例：法人税率の変更）		●
社会 リスク	住民対応 リスク	5	本施設の運営に起因する反対運動の訴訟・要望に関するもの	●	
		6	事業者が行う業務に起因するもの		●
	環境保全 リスク	7	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・臭気等に関するもの		●
第三者賠償リスク		8	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
債務 不履行 リスク	市の責に よるもの	9	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
	事業者 の責に よるもの	10	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		11	事業者の提供するサービスの品質が仕様書の示す水準を満たしていないことに関するもの		●
不可抗力リスク		12	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額を超えるもの、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
		13	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
		14	維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減	●	●
仕様書の水準未達 リスク		15	仕様書の水準との不適合に関するもの		●
実施要項リスク		16	実施要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
提案価格リスク	17	提案した費用の負担に関するもの		●
契約締結リスク	18	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	● ※1	● ※1
コストリスク	19	市の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
	20	事業者の責に帰する事業内容の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
施設損傷リスク	21	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●
	22	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
	23	第三者（本施設の利用者を含む）による施設の損傷	帰責事由による	
修繕費コストリスク	24	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの	●	
事故リスク	25	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●	
	26	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●
給食数増減リスク （需要変動リスク）	27	市の要請による給食数増加に伴い事業者が生じた増加費用の負担	●	
	28	児童生徒及び園児数の増減に伴い給食数の増減による運営業務自体の収益の増減	●	
異物混入リスク （食中毒リスク）	29	検収業務以降における確認不足に起因する異物除去不足		●
	30	学校内での配膳における異物混入等	●	
	31	検収日と給食提供日の時間差に起因する調達食材の異常		●
	32	検収後の保存方法に起因する調達食材の異常		●
	33	調理作業の瑕疵による調達食材の異常		●
	34	調理、配送における異物混入等		●

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			市	事業者
アレルギー対応 リスク	35	アレルギー児童生徒及び園児の情報収集不備、食材調達時の誤り、校内での配食ミス、除去食対応時の献立作成ミス等、市の責に帰すべき事由による発症	●	
	36	突発的な発症（事前の把握が困難なアレルギー物質による）	●	
	37	調理段階における禁忌物質の混入による発症		●
	38	食材調達時及び配送先の誤り等、事業者の責に帰すべき事由による発症		●
	39	収集した情報の伝達不完全（送付漏れ・紛失等）による発症	●	
	40	アレルギー児童生徒及び園児の個人情報の流失	帰責事由による	
配送遅延 リスク	41	市の責による配送の遅延により市及び事業者 に生じた増加費用・損害の負担（食材納入遅延による調理作業の遅れ等）	●	
	42	事業者の責による配送の遅延により市及び事業者 に生じた増加費用・損害の負担（誤送による配送の遅延等）		●
運搬費用増大 リスク	43	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用の増大（交通事情悪化による運送費増加等）	帰責事由による	
食器等破損リスク	44	食器等の破損に関するもの	帰責事由による	
残食及び残菜処理 リスク	45	学校における残食及び残菜の分別	●	
施設の性能確保 リスク	46	事業終了時における施設の性能確保に関するもの（施設の経年劣化は除き、正常に稼働する状態での引き渡し）		●
移管手続きリスク	47	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●

※1 契約が結べない場合、それまでに市、事業者各々にかかった費用は、各々が負担する。